

放射性同位元素の所在不明事案に関する法令報告の運用について

平成30年5月11日
原子力規制庁

1. これまでの運用について

放射性同位元素（以下「R I」という。）の所在不明に関しては、放射線障害防止法（以下「法」という。）第31条の2の規定に基づく法令報告事象（以下「法令報告事象」という。）として、法施行規則第28条の3第1号に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者（以下「許可届出使用者等」という。）から、当該事象が発生した旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告することとなっている。

また、上記の報告に関し、具体的な連絡方法について定めた「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」（平成30年3月7日原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門事務連絡、以下「事務連絡」という。）に基づき、事業者から原子力規制庁に対し状況の通報（以下「連絡通報」という。）が行われている。

これまでは、許可届出使用者等において、管理下にR Iが所在しないことが判明した時点で、法令報告事象に該当する可能性があるとして連絡通報が行われている。その後、許可届出使用者等においてR Iを発見し回収することができないと判断した時点をもって、R Iの所在不明として法令報告事象に該当することを確定し、直ちに報告が行われ、当該報告日を起点日として10日以内にその状況及びそれに対する処置について報告が行われる運用としていた。

このため、許可届出使用者等においてR Iの所在しないことが判明してから、R Iの所在不明として法令報告事象に該当することが確定するまでに時間を要する結果となっている。

R Iの所在不明事案については、平成25年4月以降、別紙のとおり8件発生しており、うち連絡通報から1週間以内で法令報告に至ったものが5件、10～20日程度で法令報告に至ったものが2件、R Iの搜索を継続しており法令報告に至っていないものが1件となっている。

2. 今後の運用について

R Iの取扱いによる放射線障害を防止し、公共安全を確保するという法の目的を達成する上で、原子力規制庁は今後、許可届出使用者等よりR Iの所在不明

の可能性について連絡通報を受けた場合には、当該R Iが存在する可能性のある場所、人や環境への影響の有無について速やかに確認を行い、必要に応じて放射線防護上の措置の指導を行いつつ、以下のとおり法令報告事象に該当するかの判断を行うこととする。

- ① R Iが存在する可能性のある場所が根拠をもって特定できない場合は法令報告事象と判断する。
- ② R Iが存在する可能性のある場所が根拠をもって特定でき、事業者が回収を行う場合でも、通報から概ね1週間程度で回収できなかった場合、法令報告事象と判断する。

なお、当該R Iを所在不明とし、法令報告を受けた場合でも、許可届出使用者等の回収努力については、引き続き求めていく。

なお、今後の運用の考え方については、原子力規制委員会HPで公表するとともに、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈」(平成29年12月 原子力規制委員会決定)に反映することとする。

近年の盗取、所在不明案件の処理状況（平成 25 年度～）

事案	概要	事務連絡に基づく 連絡日 ※1	法令上の報告 の確定日 ※2	10日以内の状況及 び処置報告日 ※2	最終報告日 (原因と対策)
放射性同位元素(表示付認証機器)の所在不明 (株式会社HMS)	盛土工事の品質管理に用いる水分・密度計に含まれる放射性同位元素(コバルト 60 及びカリフォルニウム 252 密封線源内蔵)が装着されたステンレス製の線源棒が所在不明となった。	平成 26 年 12 月 22 日	平成 26 年 12 月 25 日	平成 27 年 1 月 5 日	平成 27 年 3 月 31 日
放射性同位元素(表示付認証機器)の所在不明 (大成建設株式会社)	盛土工事の品質管理に用いる水分・密度計に含まれる放射性同位元素(コバルト 60 及びカリフォルニウム 252 密封線源内蔵)が装着されたステンレス製の線源棒が所在不明となった。	平成 27 年 6 月 1 日	平成 27 年 6 月 2 日	平成 27 年 6 月 12 日	平成 27 年 10 月 8 日
放射性同位元素の盗取(表示付認証機器) (株式会社ダイキョウ)	社用車の中に置いていたポータブルレベルメーター(セシウム 137 密封線源内蔵)が盗取された。後日警察より、盗取されたポータブルレベルメーターが発見されたとの連絡が入り、同レベルメーターは同社に戻る事となった。	平成 28 年 4 月 21 日	平成 28 年 4 月 21 日	平成 28 年 4 月 28 日	平成 29 年 2 月 6 日
放射性同位元素(表示付認証機器)の所在不明 (エヌエス環境株式会社)	保管管理中のガスクロマトグラフの検出器の線源部分(ニッケル 63 密封線源内蔵)が所在不明となった。	平成 28 年 5 月 11 日	平成 28 年 5 月 16 日	平成 28 年 5 月 26 日	平成 29 年 1 月 27 日
放射性同位元素(表示付認証機器)の所在不明(東京都(警視庁))	機動隊総合訓練所において拳銃の照準器用線源(トリチウム密封線源内蔵)所在不明となった。	平成 28 年 10 月 17 日	平成 28 年 10 月 18 日	平成 28 年 10 月 27 日	平成 28 年 10 月 27 日
放射性同位元素の所在不明(未確定) (長野県消防防災航空センター)	ヘリコプターの墜落事故により、搭載する自発光案内表示器(トリチウム密封線源内蔵)が発見されず、捜索している。 ※3	平成 29 年 8 月 2 日	未	未	未

事案	概要	事務連絡に基づく 連絡日 ※1	法令上の報告 の確定日 ※2	10日以内の状況及 び処置報告日 ※2	最終報告日 (原因と対策)
放射性同位元素の所在不明 (塩野義製薬株式会社)	標識化合物(炭素 14 非密封線源)を投与したマウス死体を保管中のところ、所在不明となった。	平成 29 年 12 月 5 日	平成 29 年 12 月 21 日	平成 30 年 1 月 4 日	未
放射性同位元素(表示付特定認 証機器)の所在不明 (能美防災株式会社)	同社で製造し倉庫に保管していた表示付煙感知器(アメリシウム 241 密封線源内蔵)についてRIを回収せずに産業廃棄物処理施設に誤廃棄し、所在不明との報告を受けた。	平成 30 年 4 月 6 日	平成 30 年 4 月 27 日	平成 30 年 5 月 7 日	未

※1 事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について(連絡)」(平成 25 年 3 月 19 日 文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室)に基づく連絡。平成 30 年 4 月 1 日以降は事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」(平成 30 年 3 月 7 日 原子力規制庁長官官房総務課事故対処室、放射線規制部門)に基づく連絡となった。

※2 放射線障害防止法施行規則第 39 条に基づく報告。平成 30 年 4 月 1 日以降は規則第 28 条の 3 による報告となった。

※3 ヘリコプターの墜落事故に伴い、搭載していた放射性同位元素の搜索を継続している事案。